

八尾市告示第54号

八尾市立学校給食調理業務について、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第104条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月30日

八尾市長 山 本 桂 右

記

1 入札に付すべき事項

- (1) 件名 八尾市立学校給食調理業務
- (2) 入札物件 次に掲げる八尾市立小学校とする。なお、入札は入札物件ごとに行う。
 - ア 八尾市立八尾小学校
 - イ 八尾市立久宝寺小学校
 - ウ 八尾市立竹渕小学校
 - エ 八尾市立南高安小学校
 - オ 八尾市立南山本小学校
 - カ 八尾市立永畑小学校
- (3) 業務内容 各入札物件の仕様書に定めるとおり。
- (4) 業務履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 令和7年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）において、取扱業種が「給食調理業務」で登録されていること。
- (2) 大阪府の区域内に本社、支社、営業所、事業所等を有していること。
- (3) 資本金（個人の場合にあっては、元入金）が1,000万円以上であること。
- (4) 従業員数が200人以上であること。
- (5) 健康増進法（平成14年法律第103号）第20条第1項に規定する特定給食

施設における給食業務について、公告の日現在において、通算して5年以上実施した経験を有していること。

- (6) 公告の日現在において、学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する学校給食の調理業務（以下「学校給食調理業務」という。）について、同一の単独校調理場での経験を継続して2年以上有し、かつ、現に学校給食調理業務の契約を締結していること又は現に本市の学校給食調理業務を受託していること。
- (7) 仕様書に示す資格及び経験を有する者を、当該業務に従事させることができること。
- (8) 入札参加資格審査申請受付締切の日前3年の間に、学校給食調理業務において食中毒・衛生事故等による営業上の行政処分を受けていないこと及び履行途中で契約解除（受注者自ら申し出た場合を含み、発注者の責に帰すべき事由による場合を除く。）になったことがないこと。
- (9) 製造物責任法（平成6年法律第85号）第3条の規定による賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (10) 従業員に対し安全・衛生教育が徹底され、かつ、「学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）」及び厚生労働省が作成した「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた衛生管理マニュアルを確立し、現にこれに基づき調理業務を行っていること。
- (11) 令和3年度以降に、本市の学校給食調理業務において、契約を辞退し、契約を連帯保証人に引き継ぎ、又は契約を解除した者でないこと。
- (12) 契約不履行があった場合又は契約の履行が不可能となった場合、受注者に代わって直ちに委託業務を履行できるよう、大阪府内において、現に学校給食調理業務を受託している者に連帯保証が受けられること。
- (13) 入札に参加を希望する者のうち、相互に関連会社の関係にない者であること（相互に関連会社の関係にあると認められる者については、そのうち当該関連会社を代表する者（1社）を入札参加者とするものとする。）。
- (14) 現在、八尾市立学校給食調理業務を受託している者にあつては、その学校における契約事項及び仕様を遵守し、並びにこれらに基づいた契約を誠実に履行している者（以下「契約誠実履行者」という。）であること。

なお、現に受託している学校において契約誠実履行者であると認められない場合は、入札参加資格を認めない。

(15) 令和5年度以降に、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人と本件入札に係る業務と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約を2回以上締結し、かつ、これらを全て履行した実績（公告の日において12か月以上履行中のものを含む。）を有していること。

(16) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）、本件入札に係る業務に関連する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）を受けていないこと。

(17) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

3 一般競争入札参加資格審査申請書及び仕様書等

公告の日から令和8年2月20日までの間に本市のホームページに一般競争入札参加資格審査申請書及び仕様書等を掲載するので、これらをダウンロードすること。

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp/>

4 入札参加資格審査申請手続

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格審査申請書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（様式指定）

イ 会社経歴書

ウ 営業実績書（様式指定）

エ 職種別従業員一覧表（様式指定）

オ 学校給食調理業務委託契約書の写し（原本証明をすること。）又は取引証明書

カ 生産物賠償責任保険の加入契約書の写し（原本証明をすること。）

キ 研修記録・研修資料等（危機管理対応マニュアル又は衛生管理作業マニュアルを添付すること。）（写しでも可）

ク 誓約書（様式指定）

ケ 食中毒・衛生事故等による営業上の行政処分及び履行途中での契約解除等に係る誓約書（様式指定）

(2) 申請書類は、A4版ファイルに綴じ、表紙及び背表紙に会社名を記載すること。

(3) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期間内に受付場所に持参又は郵送により提出しなければならない。

(4) 申請書類を郵送により提出する場合は、次の方法によること。

ア 申請書類は、一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスのいずれかの方法により、郵送すること。

イ 申請書類は、受付期間内に必着するように郵送すること。ただし、受付期間の開始日から令和8年2月5日までの郵便局の受領日付が封筒に表示されたものは、受付期間内に到達したものとする。

ウ 申請書類を郵送した後に、発送した旨の電話連絡を行うこと。

電話連絡先 八尾市教育委員会事務局学務給食課

電話 072-924-9373（直通）

5 入札参加資格審査申請受付

(1) 受付期間 公告の日から令和8年2月6日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 受付場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館7階

八尾市教育委員会事務局学務給食課

6 入札参加資格の審査及び通知

申請書類により入札参加資格を審査し、入札参加資格を認められなかった者に対しては、令和8年2月10日に理由を付して電子メールにより通知する。

7 仕様書に対する質問及び回答

- (1) 仕様書に対する質問は、入札参加資格を認められた者が電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

ア 受付期間 令和8年2月12日から同月13日午後5時まで

イ 問合せ先 八尾市教育委員会事務局学務給食課

電子メールアドレス kyuusyokusenta@city.yao.osaka.jp

ウ 電話連絡先 072-924-9373（直通）

- (2) 受け付けた質問及びその回答は、令和8年2月17日に入札参加資格を認められた全ての者に対して、電子メールにより行う。

8 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加資格審査申請受付締切から入札執行時までの間において、入札参加停止措置、営業停止処分又は入札等排除措置を受けている者
- (2) 入札参加資格審査申請受付期間内に申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けていないもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けていないもの

9 契約条項を示す場所

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館7階

八尾市教育委員会事務局学務給食課

10 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条各号のいずれかに該当する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額（1年当たりの契約金額に換算した金額）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

11 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年2月20日（金）午後3時00分
- (2) 場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所 本館4階入札室

12 入札の中止等

建設工事等競争入札心得第5条に定めるところによる。

13 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、落札者とならないことがある。

ア 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあること。

イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であること。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者の数が2以上であるときは、くじにより落札者を決定する。

- (3) 令和7年度において、現に1(2)入札物件アからカまでのいずれかの学校給食調理業務を受託している者は、その受託している物件数に2を加えた数を落札上限数とし、現にこれらの物件を受託していない者については、2物件を落札上限数とする。なお、当該落札上限数を超えて入札することはできないものとする。

14 入札の無効

規則第111条各号のいずれか又は建設工事等競争入札心得第7条各号のいずれかに該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15 契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、営業停止処分若しくは入札等排除措置を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、本市は一切の責めを負わず、及び落札者が入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額（1年当たりの契約金額に換算した金額）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

16 その他

- (1) 入札参加人数は、1事業者1人とする。
- (2) 入札に参加する者の数が1の場合であっても、入札は行うものとする。

17 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市教育委員会事務局学務給食課

電話 072-924-9373（直通）